

## 公益社団法人長野県介護福祉士会倫理委員会設置規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県介護福祉士会（以下「本会」という。）の定款第9条に基づき、本会正会員（以下「会員」という。）を、日本介護福祉士の定める倫理綱領及び行動規範（以下「倫理綱領等」という。）に照らして、処分に処す必要のある場合の対応を定め、本会会員の倫理基準の維持・向上を図ることを目的とする。

### (組織)

第2条 前条の目的を達成するために、本会に倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 この委員会は、その目的を達成するために本会の組織において独立した立場で活動するものとする。

### (処分の種類)

第3条 本会の処分の種類及び事由は次のとおりとする。

- (1) 嚴重注意 会員が不適切な事務執行や行動を繰り返す場合及び嚴重に将来を戒める必要がある場合
- (2) 除名 会員が倫理綱領等に禁じられている重大な行為を行った場合及び不正又は不法の程度が重大で、会員として極めて不適切である場合

### (処分の手続き)

第4条 本会が会員に対して処分を行う場合は、委員会の審議を経て、理事会の決議を得なければならない。

- 2 前条の処分の種類のうち除名については、社員総会の決議を得なければならない。
- 3 前項の除名については、日本介護福祉士会と連名で行うことができる。

### (委員会)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員5名をもって組織する。

- (1) 会員以外の学識経験者 2名
  - (2) 本会会員の適任者 3名
- 2 委員は、会長が指名し、理事会の承認を得なければならない。
  - 3 委員長は、委員の互選とする。
  - 4 委員長は、本委員会を招集し議長となる。
  - 5 本委員会が必要であると認めるときは、前項の委員のほか、調査委員を置くことができる。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし原則として3期（6年）を超えて選任されることはできないものとする。

- 2 補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 調査委員の任期は、必要期間とし1年を超えてはならない。

(委員の解任)

第7条 委員が次の各号に該当するときは、理事会の議決に基づいて、解任することができる。

この場合、その委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員会の審議事項)

第8条 本委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 会員の倫理及び行動規範に関すること。
- (2) 会員の懲罰に関すること。
- (3) 会員に対する苦情、中傷等が持ち込まれた時の対処に関すること。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、委員長が必要と認めた場合及び委員の3分の2以上の開催要求があった場合に開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、出席した委員の過半数をもって議決する。
- 3 委員会は、必要があるときは関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会員の権利)

第10条 会員は、第8条2号、3号の審議に際しては、次の権利を行使することができる。

- (1) 代理人3名以内の選任
- (2) 審議及び議決の各過程における弁明

(懲罰の申立)

第11条 懲罰の申立ができる者は、次の各号の者とする。

- (1) 本会会員
  - (2) 利用者及び家族
  - (3) 施設・事業所等関係者
  - (4) 懲罰の事案を明らかにできる個人及び団体
- 2 申立人となった委員会委員は、委員会の審議に加わるできない。

(懲罰申立の受付要件)

第12条 懲罰申立の受付要件は次のとおりとする。

- (1) 被申立人を特定できること。
  - (2) 申立人の連絡先（氏名・住所・電話番号等）が特定できること。
  - (3) 当該事由が具体的であること。
  - (4) 当該事由が発生した時期・場所が特定できること。
- 2 懲罰の申立は、文書によるものとする。（別紙1）

(公表)

第13条 除名は、本会ホームページにおいて公表することを原則とする。

(通知)

第14条 処分の結果については、関係者及び処分の対象者に通知する。(別紙2)

(守秘義務)

第15条 委員会委員及び委員会に出席した事務局員は、審議された事項について守秘義務を履行しなくてはならない。

2 委員及び職員を辞した後も同様とする。

(細則)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年11月27日から施行し、委員の任期は、平成29年度定時社員総会までとする。

(参考) 長野県介護福祉士会 定款第9条

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(別紙1)

平成 年 月 日

(公社)長野県介護福祉士会倫理委員会

委員長 様

申立者

住 所 〒

電話番号

懲 罰 申 立 書

下記のとおり懲罰の申し立てを行います。

記

被申立人氏名	
当該事由が発生した時期	
当該事由が発生した場所	
申立事由 (具体的に記載)	
備 考	

(別紙2)

平成 年 月 日

様

(公社)長野県介護福祉士会倫理委員会  
委員長

〒380-0928  
長野市若里 7-1-7  
電話番号 026-223-6670

### 処 分 結 果 通 知 書

平成 年 月 日付で懲罰の申し立てがあった本件について、(公社)長野県介護福祉士会倫理委員会で審議した結果は、下記のとおりです。

記

申立人氏名	
被申立人氏名	
当該事由が発生した時期	
当該事由が発生した場所	
処分結果	
処分事由	
備考	

平成 28 年度 公益社団法人 長野県介護福祉士会 倫理委員会名簿

(委 員)

任期:平成 29 年定時社員総会まで

役職名	氏 名
委員長	佐藤 繁信
委員	飯田 武寛
委員	小島 つる江
委員	鈴木 よし子
委員	高相 道子
5名	

(注) 会員以外 2 名 会員 3 名 計 5 名